

令和5年11月20日

陳情第17号

福祉における給付金の迅速給付を求める陳情

福祉における給付金の迅速給付を求める陳情

【陳情趣旨】

近年、新型コロナウイルスと呼ばれる感染症に起因する経済対策として、令和2年4月以降、数度にわたり、給付金と総称される国からの現金給付が行われてきました。

目的と名称、給付対象者などの変遷はありましたが、小田原市においては、給付金が支給されると決まると、いわゆる事務センター(名称は都度変わります)を設置して給付対象者に申請書を送付し、その申請書の返信を待って送金手続をし、手続完了を知らせる葉書を送付するということが都度繰り返されてきました。給付実績のある給付対象者には、前回指定した金融機関口座をも記載していますので、対象者が記入するのは変更がある場合だけです。

令和4年10月頃の給付金申請手続において、陳情者の知人に申請書が配達されたのは、申請期限が半年も過ぎようとした令和5年3月30日頃でした。それから数日遅れて、未申請の対象者に送付される再通知も配達されてきました。配達をした郵政職員も遅配を認めているのですが、普通郵便であるから遅配したことの責任は負わないと小田原東郵便局の担当課長は言い放っておりました。小田原市の所管職員も事務処理がすべて終了し国に精算しているとのことでした。つまり、陳情者の知人は支給されるべき給付金を受領できなかつたこととなります。

さいたま市では、高額療養費対象者が一旦申請書を提出すれば、以後は療養費の支給が発生するごとに、最初に提出した申請書にて指定した対象者名義の金融機関口座へ所定の療養費が送金されるという簡便な手続が行われています。これは、マイナンバーカードで金融機関口座を登録していなくても実施されています。殊さらに、デジタル社会における手続の簡素化を言うわけでもなく、省ける作業は簡素化していくという住民利益に沿う行政手続の一端であると考えます。小田原市がこのようにしているか承知しておりませんが、実施されておらないようであれば、検討されるべきかと思料いたします。

このさいたま市の事例を、本件に援用しても差し支えないものと考え、既に給付金の支給を受けて指定口座が判明している給付対象者には、次回給付事業実施から前回指定口座への給付金送金を実施することを検討すべきかと考えます。さすれば、給付金の迅速給付と事務費の軽減とが図られるものと考えます。

特定公的給付(プッシュ型給付金)としても、対象者がマイナンバーカード、及び公的給付金の受取口座を登録していることが必須となるだけです。対象者の数がいかに程になるか想像も及びませんが、こうした事例から最少の作業で迅速な給付金の給付を目指されることを求めます。

【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長に対し、福祉における給付金事業の手続の簡素化と迅速化を求めること。

令和5年11月20日

小田原市議会議長

大川 裕 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ⑩